

# 宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙臨時啓発業務

## 2 発注者

宮城県知事（総務部市町村課扱い）

## 3 委託期間

契約締結の日から宮城県知事選挙及び宮城県議会議員補欠選挙（以下「知事選等」という。）投票日の2か月後まで

## 4 委託業務の概要

### （1）趣旨

近年、投票率が若年層を中心に低下している状況を踏まえ、選挙に係る動画広告等を活用した啓発、啓発キャンペーンの実施及び啓発ポスターの掲示等による啓発活動を通じて有権者の選挙への関心を喚起するとともに、幅広く投票日を周知し投票率の向上を図る。また、期日前投票制度の利用方法や利便性を周知し、棄権防止を図るもの。

### （2）啓発業務の基本要件

- ア 投票率が低い10代から30代までの若年層を意識しつつも、幅広い年代に受け入れられるものであること。
- イ 企画コンセプトが明確であり、視覚・聴覚的に有権者に訴えるものであること。
- ウ 有権者の選挙への関心を喚起し、投票意欲を高めるものであること。
- エ 投票日及び期日前投票・不在者投票について、有権者に分かりやすく示されているものであること。また、期日前投票制度の利用方法や利便性を周知し、棄権防止に資するものであること。
- オ 特定の政党や候補者を連想させず、明るくきれいな選挙をイメージさせるものであること。
- カ 本年7月の第27回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（以下「参院選臨時啓発業務」という。）による実施内容と調和した啓発活動を行うことにより、継続的な主権者意識の醸成に繋げていくこと。

## 5 委託業務の内容

知事選等に伴う効果的な啓発活動を実施するため下記の業務を行うこと。

（1）、（6）及び（7）は実施内容のすべてにおいて企画提案者の裁量が認められる業務、（2）から（4）までは仕様書の内容に基づき企画提案する業務、（5）は啓発手法など仕様の一部に企画提案者の裁量が認められる業務とする。また、参院選臨時啓発業務の実施内容と調和した啓発活動を実施する観点から、成果品の一部を参考資料として掲載するので、参考とした上で以下の一連の業務に係る提案を行うこと。また、業務に係る一連の制作物の一部の数量については、「学都仙台コンソーシアム×宮城県選挙管理委員会選挙啓発ポスターデザインコンテスト」のデザインを使用する場合がある。

(1) 啓発戦略策定及び事後評価業務

第27回参議院議員選挙も含めた近年の宮城県内における有権者の投票行動に関する現状分析を行い、その結果に基づき、知事選挙等に向けて、有権者の選挙への関心を喚起するとともに、幅広く投票日を周知し投票率の向上を図るための啓発戦略を策定するもの。また、当該戦略に基づき実施した(2)から(7)の各啓発活動を知事選挙後に事後評価し、次の選挙に向けた課題を整理するもの。

(2) 啓発用ポスター作成・配付・掲出業務

ア 県選挙管理委員会及び各市区町村、民間企業及び教育機関等向け

知事選告示日より使用するもの

(ア) 規格等	B0サイズ	60枚
	B1サイズ	120枚
	A2サイズ	6,850枚
	B2サイズ	2,120枚

(イ) 配付先 県選挙管理委員会及び各市区町村、民間企業及び教育機関等

(ウ) 納期 宮城県知事選挙(以下「知事選」という。)告示日の前日

※ ポスターの仕様については別紙1のとおり。

※ 配付先については、県選挙管理委員会及び各市区町村については、別紙2及び別紙3のとおり。民間企業及び教育機関等の発送先は、啓発活動に協力可能な民間企業及び教育機関を想定している(最大115ヶ所)。

※ 本物資は、宮城野区配付分の一部について、宮城県議会議員補欠選挙が同日執行の旨追記する。

イ 県内JR東日本主要駅、仙台市地下鉄南北線及び東西線など、公共交通機関等向け

「ア」と同種のポスターを、県内JR東日本路線の主要駅、仙台市地下鉄南北線及び東西線の主要駅等に掲出する。なお、掲出を行う駅、ポスター枚数等については、若年層をターゲットとして、より効果がある内容を提案するものとする。また、これに加え、その他の鉄道、バス、商業施設等での掲示やポスターに代えてデジタルサイネージの活用等について効果的な掲示手法があれば提案すること。

・掲出期間 知事選告示日から投票日まで

※ ポスターの掲示については、株式会社ジェイアール東日本企画、仙台市交通局等の交通事業者等と調整の上実施すること

(3) ホームページ作成・管理業務

ア 内容 ホームページの作成及び管理(選挙広報用ホームページの開設)

イ 公開期間 知事選告示日から知事選等投票日まで

※ スマートフォン対応版も作成すること。

※ ホームページには、投票日及び期日前投票・不在者投票制度に関する情報を必ず盛り込むこととし、他の内容については別途指示又は協議の上、決定する。

(4) 民間企業及び教育機関等に対する啓発物資作成・発送業務

民間企業の社員や教育機関の学生等に投票の働きかけを行うに当たり、必要な啓発物資の作成・発送を行うもの。

ア 発送業務

啓発活動に協力可能な民間企業や教育機関に対し、1者ごとに次の物資を発送する。

- (ア) ポスター (B2) 2枚 [(2) で作成するもの]
- (イ) 啓発用物資 100個 [(5) で作成するもの]
- (ウ) DVD ※ 1枚
- (エ) 啓発チラシ 100枚 [(5) で作成するもの]

※ 民間企業及び教育機関等の発送先は、啓発活動に協力可能な民間企業及び教育機関を想定している(最大115ヶ所、150セットの送付)。

※ DVDについては、本業務で作成した素材等動画や音声データなどを収録する。また、希望する民間企業及び教育機関に対してのみ送付することとする(150セットのうち30セットの送付を想定)。

※ 民間企業及び教育機関等への協力依頼や必要数量(セット数)の確認等については発注者で行う。

#### (5) 啓発物資作成業務

##### ア 啓発用物資

(ア) 規格等 投票率の向上が見込まれる物資(チラシ入り又はケース等にデザイン印刷)を製作する。

(イ) 数量 142, 500個 [民間企業等配付分15, 000個を含む。]

(ウ) 配付先 県選挙管理委員会及び各市町村、民間企業及び教育機関等

(エ) 納期 県知事選告示日の前日

※ 配付先については、(2)アに同じ。

※ 本物資は、宮城野区配付分の一部について宮城県議会議員補欠選挙が同日執行の旨追記する。

##### イ 啓発チラシ

(ア) 規格等 A4コート紙 両面カラー

(イ) 数量 225, 100枚 [民間企業等配付分を含む。]

(ウ) 配付先 県選挙管理委員会及び各市町村、民間企業及び教育機関等

(エ) 納期 県知事選告示日の前日

※ 配付先については、(2)アに同じ。

※ 本物資は、宮城野区配付分の一部について宮城県議会議員補欠選挙が同日執行の旨追記する。

##### ウ 投票所来場者カード

(ア) 規格等 名刺サイズで持ち帰りやすいもの 片面カラー

(イ) 数量 300, 000枚

(ウ) 配付先 県選挙管理委員会及び各市町村

(エ) 納期 県知事選告示日の前日

※ 配付先については、(2)アに同じ。

※ 本物資は、宮城野区配付分の一部について宮城県議会議員補欠選挙が同日執行の旨追記する場合がある。

#### (6) 動画等を活用した広告制作・配信業務

SNS、テレビスポットCMを利用した動画広告、ポスター素材を利用したバナー広告、ラジオ広告等を利用し、選挙への関心を喚起し、投票率の向上が期待される複数のコ

ンテンツを配信するもの。なお、県選挙管理委員会の管理する X、Facebook のアカウントの活用も可能であり、メディアによる広報は限られた予算で最大限の効果が期待される手法を提案するものとする。

ア 実施期間 知事選告示日から知事選等投票日まで

※ SNSやポータルサイト等による広報の配信は、若年層をターゲットとして、より効果がある内容を提案するものとする。

#### (7) 啓発キャンペーン実施業務

ア 内 容 キャンペーン及びイベントタイアップや、その他話題性の高い広報の実施等、特に若年層をターゲットとして投票率の向上に効果があると考えられる啓発活動

イ 実施期間 契約締結日から知事選等投票日の前日まで。なお、知事選告示日から投票日の前日までの間は重点的な啓発活動を行うこととする。

※ 実施内容を提案するものとする。

※ キャンペーンにおいて配付用物品等を使用する場合は、その作成も含む。

## 6 包括的事項

(1) 業務の性質上、当然実施しなければならない手続きや業務及びこの仕様書に記載のない事項で本業務を遂行するために必要となる事項はすべて実施すること。

(2) 本業務において作成した素材（ポスター、動画広告等）の画像データ及び動画等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとして、宮城県総務部市町村課に納品すること。

(3) 本事業終了後、事業の取組状況、成果物の配付又は周知状況などを写真等とともに掲載した任意の様式の業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。提出期限は、知事選等投票日から2か月以内とする。

(4) 業務完了報告書として、ホームページのアクセス数や閲覧時間の長さ、各種広告のリーチ状況、啓発キャンペーンの実施状況の取りまとめとともに、各種業務の投票行動への波及効果等の分析を行い、次回選挙の投票率向上に向けて効果的であった取組や改善すべき取組について提案すること。

啓発用ポスター 仕様書

- 1 品 名 選挙啓発用ポスター
- 2 規 格 A2、B2、B1、B0
- 3 数 量 A2： 6,850枚  
B2： 2,120枚  
B1： 120枚  
B0： 60枚
- 4 デザイン等 次の要素を入れること（レイアウトは自由）。  
二次元バーコードについては仕様書5（3）で作成するホームページとの連携を図ること。

デザイン等

第17回明るい選挙啓発標語における入選標語を掲載する（別途県選管が指示する）

○月×日（日）

宮城県知事選挙  
（宮城県議会議員補欠選挙）

宮 城 県 選 挙 管 理 委 員 会  
宮 城 県 明 り い 選 挙 推 進 協 議 会

二次元  
バーコード

※期日前投票、不在者投票に関する情報も盛り込むこと。

また、二次元バーコードのリンク先に関する情報を掲載することを考慮し、歩きスマホの禁止等のマナー標記を盛り込むこと。

※再生紙など環境に配慮した製品を使用すること。

※詳細は協議によること。

### 知事選・県議補選啓発資材配布計画

※配布数量は現時点での見込み数のため、発注時には団体間での数量の調整の可能性があります。一方で、現状において合計数量の変更の予定はありません。

○県分(A)

支局名	ポスター(知事選告示日より使用するもの)				2枚目ポスター(県議補選告示日より使用するもの)		啓発物資				
	A2版	B2版	B1版	B0版	A2版	B2版	チラシ(A4)知事選告示日より使用するもの	チラシ(A4)県議補選告示日より使用するもの	広く配付が容易な物資を想定		投票所来場者カード
									知事選告示日以降使用分	県議補選告示日以降使用分	
県選管	75	558	39	29	100	5	18,430	100	16,000	500	179,350
大河原		50					250		250		
仙台南		10					250		250		
仙中央		10					250		250		
仙台北		50					250		250		
塩竈		10					250		250		
北東部		50					250		250		
東部		50					250		250		
気仙沼		50					250		250		
小計	75	838	39	29	100	5	20,430	100	18,000	500	179,350

※ 県選管分には、下記のものが含まれています。

内訳	ポスター(知事選告示日より使用するもの)				2枚目ポスター		啓発物資				
	A2版	B2版	B1版	B0版	A2版	B2版	チラシ	チラシ	広く配付が容易な物資を想定		投票所来場者カード
									知事選告示日以降使用分	県議補選告示日以降使用分	
県選管	75	558	39	29	100	5	18,430	100	16,000	500	179,350
(予備分)	(75)	(258)	(39)	(29)			(3,430)	(100)	(10,500)	(500)	(179,350)
(大学配布)											
(新聞折込)											
(サポーター)		(300)					(15,000)		(5,500)		

○市区町村分(B)

市区町村名	ポスター(知事選告示日より使用するもの)				2枚目ポスター(県議補選告示日より使用するもの)		啓発物資				
	A2版	B2版	B1版	B0版	A2版	B2版	チラシ(A4)知事選告示日より使用するもの	チラシ(A4)県議補選告示日より使用するもの	広く配付が容易な物資を想定		投票所来場者カード
									知事選告示日以降使用分	県議補選告示日以降使用分	
1 仙台市	1,000	10					1,000		5,000		500
1-1 青葉区	1,000	30					1,000		5,000		10,200
1-2 宮城野区	500	5			500	5	500	500	1,250	1,250	10,800
1-3 若林区	400	50					20		2,000		10,000
1-4 太白区	550	15					600		1,000		10,000
1-5 泉区	600	10					1,000		5,000		11,500
2 石巻市		40					1,000		11,000		8,000
3 塩竈市	100	100					25,000		5,000		2,000
4 気仙沼市	50						300		2,000		17,000
5 白石市	30	5					100		2,000		1,000
6 名取市	10						33,000		1,500		6,000
7 角田市	20						500		3,000		500
8 多賀城市	250	100		1			27,500		6,000		5,100
9 岩沼市	200	50							3,500		500
10 登米市		200					2,000		2,000		
11 栗原市	270	30					27,000		5,000		7,000
12 東松島市	20						16,000		3,000		
13 大崎市	800		20				2,000		16,000		
14 富谷市	20	20	10	10			500		2,000		6,000
15 蔵王町		30					700		1,000		1,000
16 七ヶ宿町		10					600		1,000		200
17 大河原町		100	10				500		2,000		150
18 村田町	5	2	2				5,000		3,000		2,000
19 柴田町	50		5				500		3,000		
20 川崎町			3								
21 丸森町	20						6,400		1,500		2,000
22 亘理町		100		5			50		2,500		4,000
23 山元町		10	10				5,500		3,000		2,200
24 松島町	20	30					5,500		1,000		500
25 七ヶ浜町		30					5,000		3,000		
26 利府町		110					1,000		5,000		
27 大和町		100					12,500		1,500		
28 大郷町									500		100
29 大衡村	40		10				2,000		2,000		2,000
30 色麻町	10	30	10				2,000		2,000		50
31 加美町		15		15			1,500		2,000		1,500
32 浦谷町	50						1,000		3,000		100
33 美里町		30					9,800		3,000		500
34 女川町	60		1				500		500		50
35 南三陸町	100	10					5,000		1,000		200
小計	6,175	1,272	81	31	500	5	204,070	500	122,750	1,250	120,650

○合計数量

計	ポスター(知事選告示日より使用するもの)				2枚目ポスター(県議補選告示日より使用するもの)		啓発物資				
	A2版	B2版	B1版	B0版	A2版	B2版	チラシ(A4)知事選告示日より使用するもの	チラシ(A4)県議補選告示日より使用するもの	広く配付が容易な物資を想定		投票所来場者カード
									知事選告示日以降使用分	県議補選告示日以降使用分	
合計(A+B)	6,250	2,110	120	60	600	10	224,500	600	140,750	1,750	300,000

## 市区町村選管 送付先一覧

## 1 市町村関係

	市町村名	郵便番号	住 所	電話番号
1	仙台市選挙管理委員会	980-8671	仙台市青葉区二日町4番3号	022-214-4445
1-1	仙台市青葉区選挙管理委員会	980-8701	仙台市青葉区上杉一丁目5番1号	022-225-7211
1-2	仙台市宮城野区選挙管理委員会	983-8601	仙台市宮城野区五輪二丁目12番35号	022-291-2111
1-3	仙台市若林区選挙管理委員会	984-8601	仙台市若林区保春院前丁3番地の1	022-282-1111
1-4	仙台市太白区選挙管理委員会	982-8601	仙台市太白区長町南三丁目1番15号	022-247-1062
1-5	仙台市泉区選挙管理委員会	981-3189	仙台市泉区泉中央二丁目1番地の1	022-372-3111
2	石巻市選挙管理委員会	986-8501	石巻市穀町14番1号	0225-95-1111
3	塩竈市選挙管理委員会	985-8501	塩竈市旭町1番1号	022-355-6742
4	気仙沼市選挙管理委員会	988-8501	気仙沼市八日町一丁目1番1号	0226-22-3459
5	白石市選挙管理委員会	989-0292	白石市大手町1番1号	0224-22-1315
6	名取市選挙管理委員会	981-1292	名取市増田字柳田80番地	022-384-2104
7	角田市選挙管理委員会	981-1592	角田市角田字大坊41番地	0224-63-2125
8	多賀城市選挙管理委員会	985-8531	多賀城市中央二丁目1番1号	022-368-1141
9	岩沼市選挙管理委員会	989-2480	岩沼市桜一丁目6番20号	0223-22-1111
10	登米市選挙管理委員会	987-0511	登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1号	0220-22-2198
11	栗原市選挙管理委員会	987-2293	栗原市築館薬師一丁目7番1号	0228-22-1122
12	東松島市選挙管理委員会	981-0503	東松島市矢本字上河戸36番地1	0225-82-1111
13	大崎市選挙管理委員会	989-6188	大崎市古川七日町1番1号	0229-23-9124
14	富谷市選挙管理委員会	981-3392	富谷市富谷坂松田30番地	022-358-3111
15	蔵王町選挙管理委員会	989-0892	刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地	0224-33-2211
16	七ヶ宿町選挙管理委員会	989-0592	刈田郡七ヶ宿町字関126番地	0224-37-2111
17	大河原町選挙管理委員会	989-1295	柴田郡大河原町字新南19番地	0224-53-2111
18	村田町選挙管理委員会	989-1392	柴田郡村田町大字村田字迫6番地	0224-83-2111
19	柴田町選挙管理委員会	989-1692	柴田郡柴田町船岡中央二丁目3番45号	0224-55-2111
20	川崎町選挙管理委員会	989-1592	柴田郡川崎町大字前川字裏丁175番地1	0224-84-2111
21	丸森町選挙管理委員会	981-2192	伊具郡丸森町字鳥屋120番地	0224-72-2117
22	亘理町選挙管理委員会	989-2393	亘理郡亘理町字悠里1番地	0223-34-1111
23	山元町選挙管理委員会	989-2292	亘理郡山元町浅生原字作田山32番地	0223-37-1111
24	松島町選挙管理委員会	981-0215	宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地1	022-354-5893
25	七ヶ浜町選挙管理委員会	985-8577	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5番地1	022-357-7436
26	利府町選挙管理委員会	981-0112	宮城郡利府町利府字新並松4番地	022-767-2130
27	大和町選挙管理委員会	981-3680	黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1	022-345-1112
28	大郷町選挙管理委員会	981-3592	黒川郡大郷町柏川字西長崎5番地8	022-359-5500
29	大衡村選挙管理委員会	981-3692	黒川郡大衡村大衡字平林62番地	022-345-5111
30	色麻町選挙管理委員会	981-4122	加美郡色麻町四竈字北谷地41番地	0229-65-2111
31	加美町選挙管理委員会	981-4292	加美郡加美町字西田三番5番地	0229-63-3111
32	涌谷町選挙管理委員会	987-0192	遠田郡涌谷町字新町裏153番地2	0229-43-2111
33	美里町選挙管理委員会	987-8602	遠田郡美里町北浦字駒米13番地	0229-33-2111
34	女川町選挙管理委員会	986-2265	牡鹿郡女川町女川1丁目1番地1	0225-54-3131
35	南三陸町選挙管理委員会	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地	0226-46-1370

## 2 県(地方支局)関係

	名 称	郵便番号	住 所	電話番号
1	大河原地方支局	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1(大河原県税事務所内)	0224-53-3130
2	仙台南地方支局	982-0011	仙台市太白区長町七丁目22-20(仙台南県税事務所内)	022-248-2961
3	仙台中央地方支局	980-0011	仙台市青葉区上杉一丁目2-3(仙台中央県税事務所内)	022-715-0621
4	仙台北地方支局	981-8510	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17(仙台北県税事務所内)	022-275-9112
5	塩釜地方支局	985-0024	塩竈市錦町5-28(塩釜県税事務所内)	022-365-4191
6	北部地方支局	989-6117	大崎市古川旭四丁目1-1(北部県税事務所内)	0229-91-0705
7	東部地方支局	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7(東部県税事務所内)	0225-95-1413
8	気仙沼地方支局	988-0034	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6(気仙沼県税事務所内)	0226-24-2530